



213

中学・高校生向け

年組

障害者55%「差別ある」

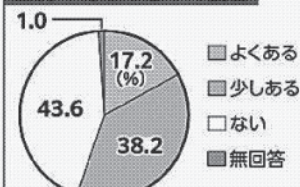
偏見「改善ない」5割

県内の障害者を対象とした県のアンケートで、「差別がある」と感じている割合が55・4%に上ったことが21日までに、県保健福祉部のまとめで分かった。差別や偏見の改善に関しても、同様のアンケートを行った3年前の時期と比較して「改善されていないと思う」との答えが5割に達した。県は障害者への社会的な理解が十分進んでいないと捉えており、出前講座や研修を通じた啓発などに一層力を入れている。

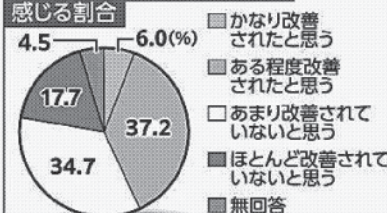
筆談断られるケースも

23年度県調査

差別の有無を感じた割合



3年前と比べた差別の改善を感じる割合



※県2023年度障害のある方の生活実態調査より

調査は2023年7月1～21日に実施した。身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者など約1200人を対象に行い、回答率は33・4%（401人）だった。

アンケートの結果を見ると、差別の有無についての回答は「よくある」が17・2%、「少しある」が38・2%に上り、合わせて5割を越えた。3年前と比べた差別や偏見の改善に関しては「あまり改善されていないと思う」が17・7%となり、合計で52・4%だった。

同部は、車いす利用者向けのスロープ設置や筆談による対応といった「合理的配慮」への関心の高まりが背景にあるとみている。「（過去には）『これくらいは差別ではないかもしれない』と思っていた障害者が、合理的配慮を意識して回答した可能性がある」と分析している。

差別を感じた場面もアンケートで尋ねており「その他」が33・8%と最も多かった。筆談を断られたり、まひに対して「酒を飲んでいのか」と言われたりなど、さまざまなケースが挙

がった。次いで「障害があることを理由に対応してもらえなかった。または話を聞いてもらえなかった」が29・3%。「難しい言葉や聞き取りづらい言葉で応対された」22・5%だった。

障害者差別解消法や県条例の改正で、4月から合理的配慮が民間事業者に義務付けられた。県は法改正やアンケート結果を踏まえ、

障害者施策の指針となる「とちぎ障害者プラン21」(2024～28年)を策定。正しい知識の普及啓発に努めることなどを盛り込んだ。合理的配慮を欠く恐れのある事業者への助言なども進める。

設問

【1】記事に照らして、2023年度県「障害のある方の生活実態調査」結果について、差別の有無を感じた割合の正誤を○×で回答してください。

- ①差別が「ない」と回答した割合は40%を超える
- ②無回答は10%を超える
- ③差別が「少しある」と回答した割合が最も多い
- ④差別が「よくある」「少しある」と回答した割合は50%以上55%未満である

【2】記事に照らして、23年度県「障害のある方の生活実態調査」結果について、3年前と比べた差別の改善を感じる割合の正誤を○×で回答してください。

- ①「かなり改善された」「ある程度改善された」と回答した割合は45%を超える
- ②「あまり改善されていない」「ほとんど改善されていない」と回答した割合は50%を超える
- ③無回答の割合は3年前との比較の方が高い
- ④この結果の要因として、記事では「合理的配慮」への関心の高まりを挙げている

【3】記事に照らして、「合理的配慮」の説明としての正誤を○×で回答してください。

- ①24年6月現在、「合理的配慮」についての必要性が叫ばれているが、法整備はされていない
- ②合理的配慮とは、障害者が社会の中で出会う、困りごと・障壁を取り除くための調整や変更のことである
- ③合理的配慮の例として、駅や建物にエレベーターを設置してホームや施設に車いすで簡単に入場できるようにするバリアフリー化がある
- ④24年6月現在、合理的配慮は公共機関だけでなく、民間事業者においても義務化されている

【4】県では障害者施策の指針となる「とちぎ障害者プラン21」を策定して、ホームページ（HP）でも公表している。QRコードからホームページを参照して、21～23年の概要版の2ページ「障害者の自立と参加」を実現するために、施策体系の中から一つ選んで、あなたが実践したいと思う取り組みを独自のアイデアを含めて100字程度で自由に論じてください。



参考：県HP障害福祉課「とちぎ障害者プラン21（2021～23）」概要版